# 重要事項説明書 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、指定訪問リハビリテーションサービス提供契約締 結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

#### 1 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
事業所名称	医療法人幸和会 岡北整形外科医院	
介護保険指定事業者番号	3 3 1 0 1 1 2 6 4 8	
事業所所在地	岡山市北区津島東2-7-1	
代 表 者	理事長 越宗 義三郎	
連 絡 先	電話086-255-0777 FAX086-251-0882	
相談担当者名 上野 隆一		
事業所の通常の 事業の実施地域 岡山市(但し、旧御津町・旧灘崎町・旧瀬戸町・旧建部町を除く)		

# (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人幸和会が開設する指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士が、要介護または要支援状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の理学療法士又は作業療法士は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。また、事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (3) 営業日および営業時間

<b>兴 米</b> ロ			月曜日から土曜日までとする。	
営	業	口	但し国民の祝日、8月13日~15日、12月29日~1月3日までを除く	
営	業時	間	午前9時から午後6時までとする。	

# (4) 事業所の職員体制

	職名	人員数	職務内容	
管	理者	医師 越宗 義三郎	事業所の従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。	
			1 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、 利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に 資するよう必要なリハビリテーション及び指導を行い ます。	
7H 2	理学療法士等	1名 以上	2 サービスの提供は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用 者又はその家族に療養上必要な事項について理解しや すいように指導又は説明を行います。	
理行			3 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。	
			4 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、 速やかに診療録を作成するとともに、医師に報告します。	

# 2 提供するサービスの内容及び費用について

# (1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問リハビリテーション	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図ります。

## (2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

# 1割利用者負担額

基本サービス費	利用料	利用者負担額	算定回数等
訪問リハビリテーション費 (1回につき)	3, 132 円	314 円	1週に6回を限度とする
加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	左記の1割	1回当たり
サービス提供体制強化加算 I	61 円	7円	1回当たり
サービス提供体制強化加算Ⅱ	30 円	3円	1回当たり

#### 2割利用者負担額

基本サービス費	利用料	利用者負担額	算定回数等
訪問リハビリテーション費 (1回につき)	3, 132 円	627 円	1週に6回を限度とする
加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	左記の2割	1回当たり
サービス提供体制強化加算 I	61 円	13 円	1回当たり
サービス提供体制強化加算II	30 円	6 円	1回当たり

## 3割利用者負担額

基本サービス費	利用料	利用者負担額	算定回数等
訪問リハビリテーション費 (1回につき)	3, 132 円	940 円	1週に6回を限度とする
加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	左記の3割	1回当たり
サービス提供体制強化加算 I	61 円	19 円	1回当たり
サービス提供体制強化加算Ⅱ	30 円	9円	1回当たり

<sup>※</sup>退院、退所直後の日から起算して3月以内は週12回まで可能

#### (3)支払方法について

サービス利用料のお支払については、1ヶ月ごとに精算し、ご希望の金融機関にて自動引き落としさせていただきます。

<sup>※</sup>上記負担額で計算した場合の料金と実際の請求額は端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。

#### 3 その他の費用について

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用したは交通費 は片道 1km 毎に 50 円請求いたします。また、あらかじめ利用者又に家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得た通費の支払を受けます。			
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただい た時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。	
②キャンセル料	12 時間前までにご連絡の場合	1提供当たりの料金の3%を請求いたします。	
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の10%を請求いたします。	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			
③サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用す 利用者(お客様)の別途負担となり ます。			

#### 4 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

#### 5 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 6 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 7 虐待防止のための措置

人権の擁護及び虐待等の防止のため虐待の防止に関する責任者を選定し、責任者には管理者を充てます。責任者は従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

#### 8 成年後見制度の活用支援

事業所は利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

## 9 サービス提供に関する相談、苦情について

#### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を 受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - ①苦情があった場合は、ただちに管理者がご利用者(家族)に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。

- ②苦情を受け付けた翌日までに対応の具体的な方針を定め、苦情担当者が利用者(家族)に説明します。
- ③管理者は必要と判断した場合、第三者委員へ連絡して、公正中立な意見を聞きます。
- ④苦情の記録は台帳に保管し、再発の防止に役立てます。

## (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地 岡山市北区津島東2-7-1
医療法人 幸和会	電話番号 086-255-0777 FAX 086-251-0882
岡北整形外科医院	受付時間 9:30~16:00 担当者氏名 上野 隆一
【市町村(保険者)の窓口】	〒700-0913 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB 会館4階
岡山市 事業者指導課	TEL 086-212-1012
岡山市介護保険課	〒700-8546 岡山市北区鹿田町 1-1-1
	TEL 086-803-1240
【公的団体の窓口】	〒700-8568 岡山市北区桑田町 17-5
岡山県国民健康保険団体連合会	TEL 086-223-8811